別表第三の五

「下水道費」の投資補正中有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費に係る乗率（第12条関係）

⑴　法適用事業分及び統合前法適用事業分

有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費の段階	乗　率
72未満	0.80
72以上144未満	0.85
144以上	0.95

⑵　法非適用事業分及び統合前法非適用事業分

有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費の段階	乗　率
72未満	0.80
72以上288未満	0.85
288以上	0.95

別表第三の六

都道府県の「道路橋りよう費」の投資補正に係る指定都市を包括する道府県ごとの乗率（第12条関係）

都道府県	乗　率
北海道	1.011
宮城	1.050
埼玉	1.041
千葉	1.022
神奈川	1.257
新潟	1.055
静岡	1.219
愛知	1.037
京都	1.110
大阪	1.138
兵庫	1.037
岡山	1.083
広島	1.055
福岡	1.087
熊本	1.052

別表第三の八

⑴　都道府県の「地域振興費」の投資補正に係る空港関係地方団体ごとの乗率（第12条関係）

空港関係都道府県	乗　率
北海道	0.14217
青森	0.23343

別表第三の五

「下水道費」の投資補正中有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費に係る乗率（第12条関係）

⑴　法適用事業分及び統合前法適用事業分

有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費の段階	乗　率
75未満	0.80
75以上150未満	0.85
150以上	0.95

⑵　法非適用事業分及び統合前法非適用事業分

有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費の段階	乗　率
75未満	0.80
75以上300未満	0.85
300以上	0.95

別表第三の六

都道府県の「道路橋りよう費」の投資補正に係る指定都市を包括する道府県ごとの乗率（第12条関係）

都道府県	乗　率
北海道	1.010
宮城	1.050
埼玉	1.041
千葉	1.022
神奈川	1.257
新潟	1.055
静岡	1.218
愛知	1.037
京都	1.110
大阪	1.137
兵庫	1.037
岡山	1.083
広島	1.055
福岡	1.086
熊本	1.052

別表第三の八

⑴　都道府県の「地域振興費」の投資補正に係る空港関係地方団体ごとの乗率（第12条関係）

空港関係都道府県	乗　率
北海道	0.11170
青森	0.17313